

平成26年11月18日

〒464-0086

名古屋市千種区萱場1-6-7 NSAビル

株式会社ニューサイエンスアカデミー 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワ

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビ

事務局長 外山 孝彦

(TEL:052-265-9258、FAX:052-265-

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的として、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成される特定非営利活動法人（NPO法人）であり、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けております。

さて、今般、貴社の運営するNSA高等学院の「生徒募集要項」につき、消費者保護の観点から検討をさせていただいた結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成26年12月20日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴法人のご回答の有無・内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

第1 申入れの趣旨

貴社の運営するNSA高等学院（以下「貴学院」といいます。）の生徒募集要項等において、「一旦納入された学費等は、理由の如何にかかわらず、返却いたしません。」等として、貴社が消費者から受領した金員のうち授業料に相当する金員を在学契約の解除時に全額返還しないとする、もしくは、在学契約の解除以降に相当する未払授業料を消費者に請求する内容の条項（以下「学費不返還条項」といいます。）の使用を停止することを求めます。

第2 申入れの理由

1 消費者契約法9条1号による無効

(1) 消費者契約法9条1号は、解除に伴う違約金等を定める条項が、同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える場合、当該部分については無効であるとしています。

(2) 貴学院の学費不返還条項の授業料に関する部分は、在学契約が解除された場合に、学生がそれ以降授業を受けないにもかかわらず、本来授業の対価であるはずの授業料につき、授業を受けていない期間に相当する部分も含めて全額返還しないとするものであるため、契約解除に伴う違約金等を定める条項といえます。

したがって、授業を受けていない期間に相当する授業料相当額が、在学契約の解除に伴い貴学院に生ずべき平均的な損害の額を超えるか否かが問題となります。

(3) この点、貴学院は、学校教育法に定める高等学校ではなく、通信制高校に在籍する生徒等に対して単位取得や進級等に必要とされる支援を行うことを目的とした、いわゆる「通信制サポート校」です。

そのため、貴学院の入学資格（出願資格）は、「中学校卒業見込の者」「中学校既卒者」（新入学）、「高等学校在籍の者」（転入学）、「高等学校中退者」（編入学）とされるにとどまり、特進コースを除いては、学力水準を問うことなく幅広く受け入れることが予定されています。

また、貴学院は、生徒募集要項において、高等学校在籍の者や高等学校中退者を対象として「転入学」「編入学」として学期途中であっても若干名を受け入れるとしており、また、「年度の途中の入学の場合、授業料は月割となります。」（生徒募集要項「学費」注）④）

と規定されていますので、貴学院においては、年度途中から入学する者がいることが当然に予定されています。

このように、貴学院においては、多くの希望者を学力水準を問うことなく幅広く受け入れており、年度途中から入学する者も当然に予定している以上、一人の入学希望者との間で在学契約を締結したために別の一人の希望者との在学契約締結の機会が失われたという関係は認められません。

さらに、貴学院は前記のとおり「通信制サポート校」であって、あくまで通信制高校における勉学を支援することを目的としている以上、貴学院に入学した学生が、貴学院での教育等の必要性を踏まえて途中で退学することは当初より予定されている事態といえます。

したがって、一人の学生が中途退学したことによって、貴学院が何らかの損害を被ることはあり得るとしても、それ以降の授業料に相当する金額全額につき損害を被る、ということにはなりません。

(4) 以上のとおり、授業を受けていない期間の授業料に相当する金額につき一切返還しないとする貴学院の学費不返還条項は、消費者契約法9条1号にいう「平均的損害」を超えることになる場合があることは明らかであり、消費者契約法9条1号により無効といわざるをえません。

2 特定商取引法49条7項による無効

また、貴学院が提供する教育サービスは、特定商取引に関する法律41条2項の定める特定継続的役務に該当するところ（同法施行令12条別表第4・3号「学校教育の補習のための学力の教授」）、同法49条2項は、中途解約時に消費者に請求することができる違約金等の上限額を時期に応じて規定し、これに反する消費者に不利な特約は無効としています（同条7項）。

貴学院の学費不返還条項は、同法の定める違約金等の上限額を超えていますので、同法により無効となることは明かです。

3 つきましては、申入れの趣旨のとおり、学費不返還条項の使用を停止されるよう求めます。

4 なお、大分地方裁判所平成26年4月14日判決も、大学受験予備校の同様の規定につき、消費者契約法9条1号により無効として使用差し止めを命じていますのでご参考ください(※)。

※特定非営利活動法人大分県消費者問題ネットワークHP

http://oita-shohisyanet.jp/topics/20140430_01.html

※最高裁判所HP http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=84321

以上